

教 育 理 念

本校は、生命の尊厳と人間理解を基盤とし、社会に貢献できる看護実践者を育成する。

看護は、対象である人間を生活者として捉え、健康的でその人らしく生きていくために支援することである。

学生との人間的な触れ合いのなかで、個別性と主体性を大切にし、思考力・判断力が身につくように意図的に関わることを目指す。

教 育 目 的

看護師として必要な知識および技術を教授し、地域社会に貢献しうる専門職業人としての人材を育成する。

教 育 目 標

1. 生命や人間としての尊厳及び権利を尊重し、よりよい人間関係を築くことができる。
2. 暮らしを営む人として、対象を総合的に捉えることができる。
3. 対象の健康状態に応じた看護を根拠に基づき、実践できる。
4. 社会の変化や医療の動向に関心を持ち、より良い看護を目指し自ら学び続けることができる。
5. 多様な人々と連携・協働し、看護職としての役割を果たせる基礎的能力を身につけることができる。

ディプロマポリシー（卒業認定の方針）

1. 生命の尊厳と権利を尊重し、対象と援助的関係を形成できる。
（生命の尊厳と援助的関係形成）
2. 暮らしを営む人として対象を捉えることができる。（暮らしを営む人の理解）
3. 対象の健康状態に応じた看護が根拠に基づき実践できる。（思考力）
4. より良い看護を目指し自ら学び続けることができる。（探求心）
5. チームの一員として多職種と連携・協働できる。（つながる力）

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本校の教育課程は、対象の生命と暮らしを護るために、基礎分野・専門基礎分野・専門分野を体系的に配置し、5つの能力を育成する。

1. 看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学習できるよう科目を配置する。各段階においては、人間の尊厳、統合体としての人間、暮らしを意識して探求できるカリキュラムとする。
2. 授業では、講義、演習、実習等の多様な学習形態を用いて展開し、グループワークや討議などの能動的学習を取り入れることで、卒業時到達目標である5つの能力を育成する。
3. 学生一人ひとりの個別性を大切にし、自律性や協調性を育むためのコミュニケーションを涵養するカリキュラムとする。

アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）

1. 自分自身を見つめ誠実に対応できる。
2. 人に関心を持ち、相手を思いやることができる。
3. 看護に必要な基礎的学力（文章を読み解く力、論理的思考）がある。
4. 学習習慣を身につけて自ら学び続ける。
5. 自分の考えを言葉で表現できる。

加治木看護専門学校学則

目次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日 (第 6 条—第 8 条)
- 第 3 章 入学、転入学、休学、復学、転学、退学及び除籍 (第 9 条—第 21 条)
- 第 4 章 教育課程 (第 22 条)
- 第 5 章 成績評価及び単位の履修 (第 23 条—第 24 条)
- 第 6 章 卒業 (第 25 条)
- 第 7 章 賞罰 (第 26 条—第 27 条)
- 第 8 章 健康管理 (第 28 条)
- 第 9 章 入学検定料、入学金及び授業料等 (第 29 条—第 34 条)
- 第 10 章 職員組織及び運営 (第 35 条—第 36 条)
- 第 11 章 寄宿舍 (第 37 条)
- 第 12 章 雑 則 (第 38 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(設置目的)

第 1 条 加治木看護専門学校 (以下「本学校」という) は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称および位置)

第2条 本学校の名称および位置は次のとおりとする。

名 称：加治木看護専門学校

位 置：鹿児島県始良市加治木町港町131番地1

(課程、学科及び学生定員)

第3条 本学校の課程、学科及び学生の定員は、次の表に掲げるとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総 定 員
医療専門課程	看護学科（3年課程）	40人	120人

(修業年限)

第4条 修業年限は3年とする。

(在学年限)

第5条 学生は、6年を超えて在学することができない。ただし転入学の場合は、所定の在学年限の2倍を超えることはできない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 夏季休業日 (おおむね7月第4週から5週間で学校長が定める日)
 - (4) 冬季休業日 (12月第4週から2週間で学校長が定める日)
 - (5) 春季休業日 (おおむね3月第4週から3週間で学校長が定める日)
 - (6) 学園記念日 (5月2日)
- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある時には、休業日に授業を行い、又は実習及び見学を課することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

第3章 入学、転入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は、通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者。
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の1から6の定めるところにより大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。

(転入学)

第11条 他の同一課程の学校の学生で、本学校に転入学を志願するものがあるときは、学校長は欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に転入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した教育内容及び単位数(時間数)の取扱い及び在学すべき年数については、学校長が決定する。

(入学の出願)

第12条 本学校に入学を志願する者は、学校長が定める所定の期日までに、次に掲げる書類に入学検定料を添えて学校長に願出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 高等学校を卒業した者にあつては、高等学校の卒業証明書又は、卒業見込証明書

(3) 学校教育法施行規則第150条の1から6に該当する者にあつては、修了証明書又は、合格証明書

(入学者の選考)

第13条 学校長は入学を志願する者に対して、学力試験及び面接試験を行う。

2 入学者の選考については、入学判定委員会の議を経て学校長が決定し合格者に通知する。

(入学手続き及び入学等の許可)

第14条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、学校長が定める期日までに、出身高等学校の卒業証明書及び保証人と連署した誓約書その他の所定の書類に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定による手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人)

第15条 前条第1項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して学生の一切の責任

を負うことのできるものでなければならない。

- 2 学生は、保証人に変動があったとき、又は学生若しくは、保証人の氏名若しくは、住所の変更があったときは、速やかにその旨を学校長に届け出なければならない。

(休学)

第16条 学生は、次の事由により就学することができないときは、保証人と連署した休学願を提出し、学校長の許可を得てその学期又は学年に限り休学することができる。

- (1) 病気のため引き続き3か月以上就学することができないとき
 - (2) その他特別の事由があるとき
- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、在学期間に含まないものとする。

(休学期間の延長)

第17条 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合には、学校長はその期間の延長を許可することができる。

(復学)

第18条 休学期間満了の場合、又は、休学期間内であってもその理由が消滅した場合には、復学願を提出して、学校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第19条 学生は退学しようとするときは、その理由を記した退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(転学)

第20条 学生は、他の同一課程の学校に転学しようとするときは、その理由を記した転学願

を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 学校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあったとき
- (2) 行方不明の届出のあったとき

第4章 教育課程

(教育内容及び単位数(時間数))

第22条 本学校における教育内容及び単位数(時間数)は、別表1のとおりとする。

- 2 本学校における1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験・実習(臨地実習含む)及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。
- 3 講義・演習、実験・実習(臨地実習含む)及び実技は45分をもって1時間とする。

第5章 成績評価及び単位の履修

(成績評価)

第23条 学生の成績評価は、第22条別表1に定める各科目について、別に定める規定に沿って、試験及び学習評価を行う。

(単位認定)

第24条 単位の認定は、前条の成績評価をもとに、別途会議を招集し、単位認定を行う。

- 2 大学卒業業者等の単位を修得した者については、別に定める。

第6章 卒業

(卒業の認定と資格取得)

第25条 学校長は、学則第5条に定める期間在籍した者に対して、単位認定及び出席状況を鑑み、別途会議を招集し、卒業を認定することができる。

2 学校長は、出席すべき日数の3分の2以上出席し、前項に規定する成績評価の対象科目すべての単位を修得した者について卒業を認め、卒業証書を授与する。

3 前項により卒業を認めた者は、看護専門課程の専門士の称号を付与し、看護師国家試験受験資格が取得できる。

第7章 賞 罰

(表彰)

第26条 学校長は、学業、人物その他について、他の学生の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学校長は、本学校の規則若しくは学校長の命令に違反したとき、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、訓告、停学、退学の処分を行うことができる。

第8章 健康管理

(健康管理)

第28条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付義務)

第29条 入学を志願する者は入学検定料を、入学の手続きを行う者は入学金を、入学を許可され入学した者は授業料等その他の費用を納めなければならない。

(入学検定料及び授業料等)

第30条 入学検定料及び授業料等の額は、本校設置者が次に定めるところによる。

入学検定料	15,000円
入学金	160,000円
授業料(年額)	520,000円
実験実習費(年額)	200,000円
施設設備整備資金(年額)	180,000円

- 2 入学検定料・入学金及び授業料等を理事長の承認により、減額もしくは支給できる
- 3 前期・後期のそれぞれの期限内に納付されない場合、督促通知を行う。
- 4 督促通知の期限内に納付されない場合、学生は納付されるまで、出校停止処分とする。

(授業料等の徴収)

第31条 授業料等は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収し、前期・後期のそれぞれの最終月末日(前期9月末・後期3月末)まで納付されない場合、学生は退学処分とする。

前期(4月から9月までの分)	納期	4月1日から4月30日まで
後期(10月から翌年3月までの分)	納期	10月1日から10月31日まで

(休学の場合の授業料)

第32条 学生が休学を許可され、又は休学を命ぜられた場合においては、その期の授業料は納めなければならない。

なお復学する場合は、その期の授業料等を納めなければならない。

(退学、停学の場合の授業料等)

第33条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、その期の授業料等は納めなければならない。

2 停学を命ぜられた場合においても、その期の授業料等は納めなければならない。

(入学検定料及び授業料等の還付)

第34条 3月31日までに入学辞退を申し出た者には、入学金及び検定料を除き授業料等は返還する。

なお諸経費については、学校の判断により返還する。

第10章 職員組織及び運営

(職員)

第35条 本学校に次の職員を置く。

(1) 学校長	1人	(7) 事務員	1人以上
(2) 教務主任	1人	(8) 教務事務(非常勤)	1人
(3) 実習調整者	1人	(9) 健康管理者(非常勤)	1人
(4) 専任教員	9人以上	(10) 非常勤講師	30人以上
(5) 実習指導教員(非常勤)	若干名	(11) カウンセラー(非常勤)	1人
(6) 事務長もしくは事務主任	1人	(12) その他必要な職員	

(運営)

第36条 学校長は学校の運営、校務の処理等を協議するために、運営会議、職員会議、教務会議、講師会議及び実習指導者会議を置くものとする。

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第37条 本校は、寄宿舍として加治木看護専門学校学生寮を設置する。

なお、寄宿舍に関する事項は別に定める。

第12章 雑則

第38条 本学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成 5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4年4月1日から施行する。

教育課程

別表 1

分野	教育内容	科目名	単位
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	哲学	1
		情報リテラシー	1
		論理的思考の基礎	1
		教育学	1
		芸術と癒し	1
		心理学	1
		生物学	1
		文化人類学	1
		生活科学	1
		レクリエーション論	1
		人間関係論Ⅰ	1
		人間関係論Ⅱ	1
		社会のしくみ(法・制度)	1
		社会学	1
小計		14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	2
		人体の構造と機能Ⅱ	2
		運動生理学	1
		看護のための機能学	1
		生化学	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学総論	1
		疾病と治療Ⅰ	1
		疾病と治療Ⅱ	1
		疾病と治療Ⅲ	1
		臨床判断の基礎	1
		感染症と微生物	1
		薬理学	1
		臨床薬理	1
	栄養学	1	
	健康支援と 社会保障制度	医療概論Ⅰ	1
		医療概論Ⅱ	1
		社会保障制度	1
		関係法規	1
		公衆衛生	1
	保健医療論	1	
	小計		22
	専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ
看護学概論Ⅱ			1
基礎看護技術Ⅰ-1			1
基礎看護技術Ⅰ-2			1
生活援助技術Ⅰ			1
生活援助技術Ⅱ			1
診療介助技術Ⅰ			1
診療介助技術Ⅱ			1
看護技術総合演習			1
看護過程の展開			1
臨床看護総論			1
小計		11	

分野	教育内容	科目名	単位
専門分野	地域・在宅看護論	地域と暮らし	1
		地域で暮らす人と看護	1
		地域の暮らしを支える法制度	1
		地域・在宅援助論Ⅰ	1
		地域・在宅援助論Ⅱ	1
	成人看護学	成人看護援助論Ⅰ	1
		成人看護援助論Ⅱ	1
		成人看護援助論Ⅲ	1
		成人看護援助論Ⅳ	1
		成人看護援助論Ⅴ	1
	老年看護学	老年看護援助論Ⅰ	1
		老年看護援助論Ⅱ	1
		老年看護援助論Ⅲ	1
	小児看護学	小児疾病論	1
		小児看護援助論Ⅰ	1
		小児看護援助論Ⅱ	1
	母性看護学	生命を育むⅠ	1
		生命を育むⅡ	1
		生命を育むⅢ	1
	精神看護学	こころの健康と疾病	1
		精神看護援助論Ⅰ	1
		精神看護援助論Ⅱ	1
	看護の統合と実践	看護の実践と安全Ⅰ	1
		看護の実践と安全Ⅱ	1
		看護のマネジメント	1
		看護の安全Ⅲ	1
		キャリア開発・国際看護	1
		災害看護	1
		看護研究	1
		領域横断科目	ライフサイクルと暮らし
	問題解決技法	1	
	周手術期の看護	1	
	薬物療法と看護	1	
	終末期の看護	1	
	保健指導論	1	
	小計		35
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1
		基礎看護学実習Ⅱ	3
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2
成人・老年看護学実習Ⅲ		2	
成人・老年看護学実習Ⅳ		2	
小児看護学実習		2	
母性看護学実習		2	
精神看護学実習		2	
看護の統合実習		2	
小計		23	
総計		105	

学 則 施 行 細 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、加治木看護専門学校学則（以下「学則」という）
第38条の規定に基づき、学則の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 出校日、授業時間

(出校日)

第2条 学校の出校日は、原則として月曜日から金曜日までとする。

(授業時間)

第3条 学校の授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義時間

S H R	午前 8時45分から午前 8時55分まで
第1時限	午前 9時00分から午前10時30分まで
第2時限	午前10時40分から午後 0時10分まで
第3時限	午後 1時00分から午後 2時30分まで
第4時限	午後 2時40分から午後 4時10分まで

(2) 実習時間

実習時間は、原則として午前8時30分から午後3時30分までとする。
ただし、実習内容により時間を変更することがある。

第3章 入学・休学・復学・退学等

(入学願書)

第4条 学則第12条に定める入学願書は、別記様式によるものとする。

(誓約書)

第5条 学則第14条に定める誓約書は、別記様式によるものとする。

(入学試験)

第6条 入学試験は推薦入学試験及び一般入学試験とし、実施については学則に定めるもの
のほか、学校長が別に定める実施要領によるものとする。

(提出書類の変更届)

第7条 学則第15条第2項に定める保証人変更届は、別記様式によるものとする。
また、保証人住所変更届は、別記様式によるものとする。

(休学願)

第8条 学則第16条に定める休学願は、別記様式によるものとする。

(復学願)

第9条 学則第18条に定める復学願は、別記様式によるものとする。

(退学願)

第10条 学則第19条に定める退学願は、別記様式によるものとする。

(転学願)

第11条 学則第20条に定める転学願は、別記様式によるものとする。

第4章 試験、評価、単位認定、単位互換

第12条 試験、評価、単位認定、単位互換などの履修に関する事項は別に定める履修規定によるものとする。

第5章 欠席・欠課

(欠席)

第13条 学生は、授業を欠席しようとするときは、欠席届（別記様式）を提出しなければならない。ただし、急を要し、やむを得ない場合はその旨を申し出て、事後速やかに所定の届出をしなければならない。

2 病気により引き続き7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(欠課)

第14条 学生は、遅刻・早退等により授業を欠課しようとするときは、欠課届（別記様式）を提出しなければならない。ただし急を要し、やむを得ない場合はその旨を申し出て、事後速やかに所定の届出をしなければならない。

2 欠課届は15分を超えた場合に提出するものとする。

(欠席・欠課の特例)

第15条 忌引及び学校保健法に基づく感染症については、欠席・欠課の取扱いはしないものとする。

2 忌引の日数は、次のとおりとする。

父母、子	7日
兄弟姉妹	3日
祖父母、義父母	3日
叔伯父母、甥、姪	1日

- 3 学生は、忌引しようとするときは忌引届（別記様式）を提出しなければならない。
ただし、急を要し、やむを得ない場合は、その旨を申し出て、事後速やかに所定の届出をしなければならない。
- 4 学校保健法に基づく感染症により出校停止になった場合、医師の診断書を添付しなければならない。

第6章 訓告、停学及び退学

（訓告処分及び停学処分）

第16条 学則第27条に定める訓告及び停学の処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学則その他の諸規程に違反したとき
- (2) 学校の指示命令に従わなかったとき
- (3) 学校の秩序を乱し、又は名誉を傷つけたとき
- (4) 学業に熱意がみられず怠慢を認められたとき
- (5) 実習施設において不都合の行為のあったとき
- (6) 過失により学校又は他人に損害を与えたとき
- (7) 火災その他の災害をひきおこしたとき
- (8) 犯罪行為により検挙されたとき
- (9) その他全各号に準ずる行為のあったとき

（退学処分）

第17条 学則第27条に定める退学処分は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたるとき
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められるとき
- (3) 学則第5条に規定する期間をこえたとき
- (4) 性行が不良で、改善の見込みがないとき
- (5) 正当な理由がなく、授業料等を納期まで納付せず、かつ、督促しても納付しない者
- (6) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反するとき

第7章 健康管理

第18条 学則28条に定める健康管理については別に定める。

第8章 組織及び運営

(組織図)

第19条 学則第36条に定める運営に関する会議および学校自己評価に関する規定は別に定める。

(事務分掌)

第20条 職員の業務については、学校長が別に定める事務分掌による。

(諸規定)

第21条 履修に関する規定、入学検定料及び授業料等納付金に関する規定、図書室の管理
学生生活に関することは、別に定める。

履修規定

この規定は、学則および細則に基づき、単位修得、試験、出席、先修条件等の履修に関する事項を定める。

(履修・単位修得)

- (1) 学科試験の受験資格は、当該科目の所定時間数の3分の2以上の出席とする。
ただし、講義時間内に成績評価に関する試験が実施された場合であっても、出席時間数が3分の2に満たなかった者に対しては、単位の認定はできない。
専門分野については、実技試験を含む単元および科目修得上必要であると認める単元については、3分の2以上の出席を必要とする。
- (2) 前項の出席時間数に達しない者（出席時間数不足の者）のうち、学校が受験資格を認めた者は前項の受験資格を得ることができる。学校が受験資格を認める場合は、原則として以下の2つの条件を満たす場合である。
 - ア. 忌引、出席停止、病気、事故などにおいて、診断書・事故証明書、会葬お礼などの事由を証明するものを添付し、自ら申請した場合
 - イ. 補習講義やレポート課題などによって学習内容を補い、当該担当講師により不足する学習時間を補うことができたこと認められた場合
補習講義料は、2時間 2,000円とする。

(試験)

- (1) 学科試験
 - ア. 集中試験時期：前期（7月～9月）
中期（1月）
後期（2月末～3月）
 - イ. 試験対象科目について学則別表によるものとし、詳細は、シラバス集に記載する。
 - ウ. 学科試験の方法は、筆記・口述・レポート・論文・実技などにより行われる。
 - エ. 筆記試験の時間は、原則として1科目50分とする。
 - オ. 学科試験の成績は100点をもって満点とし、各科目60点を合格とする。
- (2) 追試験
出席停止、忌引きなど学校が認める欠席により、学科試験が受けられなかった場合は、学校が指定した期日に追試験を受験することができる。
 - ア. 学科試験当日を含め7日以内に、やむを得ない事由を証明する書類を添付して、追試験願を提出する。
 - イ. 追試験日は、追試験願を提出した翌日とする。
 - ウ. 成績は得点の8割とする。
 - エ. 受験料は、1科目につき2,000円とする。出席停止、忌引きの場合は無料である。
- (3) 再試験
学科試験が60点未満の者及び追試験で不合格なものは、所定の手続きにより再試験を受験することができる。
 - ア. 再試験の成績は、60点以上を合格とし、その場合の評価得点は60点とする。
 - イ. 受験料は、1科目につき2,000円とする。
 - ウ. 再試験をもっても合格しない者は、次年度再履修となる。
- (4) 特別試験
当該担当講師および学校が認めた場合に限り、特別試験を受験することができる。

(単位認定及び成績)

- (1) 単位認定は、原則として科目の担当講師が行う。ただし、1単位を複数の講師が担当する場合は、成績評価に基づいて、単位認定会議にて判断する。
- (2) 単位が認定されなかった科目は、次年度以降に所定の手続きを行い、再履修し、3分の2以上の出席でもって受験資格を得、試験に合格することで認定される。
- (3) 最終成績を学籍簿に記載する場合は、下記の基準により評価する。
秀：90点以上　優：80～89点　良：70～79点　可：60～69点

(学科試験・追試験・再試験等の受験上の注意及び手続き)

- (1) 試験上の注意点
 - ア. 監督者の指示に従い、試験室の指定席に着席する。
 - イ. 机上には、筆記用具、定規、時計のみを置く。それ以外の物を持ち込む場合は、事前に申請し、許可を得る。追試験・再試験の場合は領収書の控えを置く。
 - ウ. 試験中の筆記用具の貸借をしない。
 - エ. 受験者相互の私語、独語をしない。
- (2) 学科試験に欠席をした場合は、0点とする。
- (3) 学科試験15分経過しても着席していない場合、試験を受けることができない。また、試験開始後30分を経過しないと試験場から退出できない。一旦退出した場合は再入場できない。
- (4) 学科試験において学籍番号・氏名などの記載がなく、個人が特定困難な場合の評定は0点とする。
- (5) 学科試験において不正行為があったときは、その科目の評点を0点とし、学則27条を適用する。
- (6) 再試験を受験するものは、再試験前日までに受験料を支払い、所定の手続きを終了しなければ受験できない。
- (7) 追試験は、学則第23条および細則12条に基づき、やむを得ない事由を証明する書類を提出し、学科試験当日を含め7日以内に追試験願いを提出する。

(実習単位修得)

- (1) 実習評価の対象者は、当該実習の所定時間数の5分の4以上の出席者とする。
- (2) 出席時間数は不足した場合は、原則として実習単位は修得できない。
- (3) ただし、以下の条件を満たす場合、実習評価の対象者となることができる。
 - ① 忌引き、出席停止によりなど学校が認める欠席
 - ② 病気、事故で学校が認める欠席上記の事由により出席時間数が不足した場合は、所定の手続きを経て、指定された期間内に補習実習を行い、実習評価の対象者となることができる。
- (4) 実習評価対象者は、学則別表によるものとして、詳細は実習要項に記載する。
- (5) 実習評価の結果、内容到達不可となった場合、実習施設の調整が可能であれば指定された期間内に「再実習」を行い、再び実習評価の対象となることができる。
- (6) 実習単位の認定は原則として、実習担当者および専門領域別評価会議で行う。
- (7) 単位修得上の教育的問題が生じた場合は、職員会議で討議する。
- (8) 実習成績は、下記の基準で評価する。

秀：優れてできる	90点以上	優：良くできる	80～89点
良：できる	70～79点	可：指導によりできる	60～69点
不可：できない	60点未満		

(9) 再実習の実習成績は、すべて「可」とする。

(実習科目先修条件)

臨地実習科目の履修にあたっては、先行する各専門領域の学科目について、原則すべて履修していることを履修の条件とする。

また、実習科目については、学習の順序性を考慮し、当該実習を履修するにあたり、特に留意すべき科目を指定先修科目とし別表1に定める。

別表1 (令和4年度以降の入学生)

実習科目	実習時期	指定専修科目
基礎看護学実習Ⅰ	1年次 8月	
基礎看護学実習Ⅱ	1年次 12月	基礎看護学実習Ⅰ
成人・老年看護学実習Ⅰ	2年次 9月	基礎看護学実習Ⅱ
地域・在宅看護論実習Ⅰ	2年次 10月	
成人・老年看護学実習Ⅱ 成人・老年看護学実習Ⅲ 成人・老年看護学実習Ⅳ	2年次 2月 ～ 3年次 10月	成人・老年看護学実習Ⅰ
小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習	3年次 4月～11月	成人・老年看護学実習Ⅰ
地域・在宅看護論実習Ⅱ		地域・在宅看護論実習Ⅰ 成人・老年看護学実習Ⅰ
統合実習	3年次 10月	成人・老年看護学実習Ⅱ～Ⅳ (当該年度)

(補習実習・再実習の手続き等)

- (1) 補習実習・再実習者は、指定された期日までに、補習実習願もしくは再実習願（再実習料を添えて）提出する。
- (2) 補習実習・再実習は、長期休暇中の指定された期間内に行う。再実習については、実習施設との調整がつかない場合、行えない。
- (3) 補習実習料はこれを免除する。
- (4) 再実習料は、1日2,000円とする。

(出席日数)

- (1) 出席は、学科目においては当該科目担当講師、実習科目においては、実習担当者が把握し所定の出席簿に記載する。
- (2) 学科及び実習科目の遅刻・早退は15分以内として、45分以内であれば1時間、45分を越え90分以内は2時間の欠課とする。
- (3) 学校保健法に定める感染症に罹患、もしくは罹患の恐れがあると判断する場合は、その理由を明確にして、校長が出席停止を命ずる。
上記感染症に罹患した場合、もしくは罹患の恐れがある場合は、即時に受診し、診断書を添えて、届けなければならない。なお登校にあたっては、治癒の証明が必要である。

(単位互換)

- (1) 次の者について、本人からの申請に基づき、既習の学習内容が本校の教育内容に相当すると学校が認めた場合は、学則第24条により、基礎分野・専門基礎分野に限り、所定の手続きを経て、本校の履修に変え、単位認定を受けることができる。但し申請は、入学時の指定された時期とする。
 - ア. 大学・短期大学・高等専門学校において単位を修得した者
 - イ. 歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・臨床工学士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士の養成所において単位を修得した者
 - ウ. 社会福祉士・介護福祉士・介護福祉士養成所卒業者にあつては、社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等指定規則の基礎分野に限り、本校の履修に替え、単位を認定することができる。
- (2) 上記の者で単位の認定を希望する者は、本校入学後10日以内に下記の書類を提出し、別途会議にて認定を受ける。
 - ア. 単位認定申請書
 - イ. 履修証明書または成績証明書
 - ウ. 当該授業科目の履修内容が明示されたもの

レポート提出方法について

履修規定(学科科目)に基づくレポートの提出は、下記の要項に基づくものとする。

- (1) レポートは必ず定められた期日までに、指定された場所に時間厳守で提出する。
- (2) 用紙や記載方法は、当該科目の担当講師が指示したものとする。
- (3) レポートの書き方は、下記の内容を記載する。(詳細は、別途レポートの書き方を参照)

レポート表紙

- ①科目名、論題、講義担当者名、論題、学籍番号、学生氏名を記載する。
- ②科目名は、講義概要(シラバス)の「科目名」で表示する。
- ③用紙や記述方法、レポート作成と提出に関する事項は、講義担当者の指示に従う。
特別な指示がなければ、黒のボールペン書き、あるいはパソコン使用とする。
用紙は、A4サイズ使用とする。
※原稿用紙は、A4サイズ横書きを使用する。表紙の書き方は上記①と同じとする。

- (4) 横書き、縦書きともに、左上部をホッチキスでとめ、まとめて提出する。
- (5) 上記の注意事項に従わない場合(記載に不備がある場合)、提出が認められないことがあるので十分に注意する。

附則 この規定は令和4年4月から適用する。

単位修得までの流れと手続き

4月上旬

ガイダンス

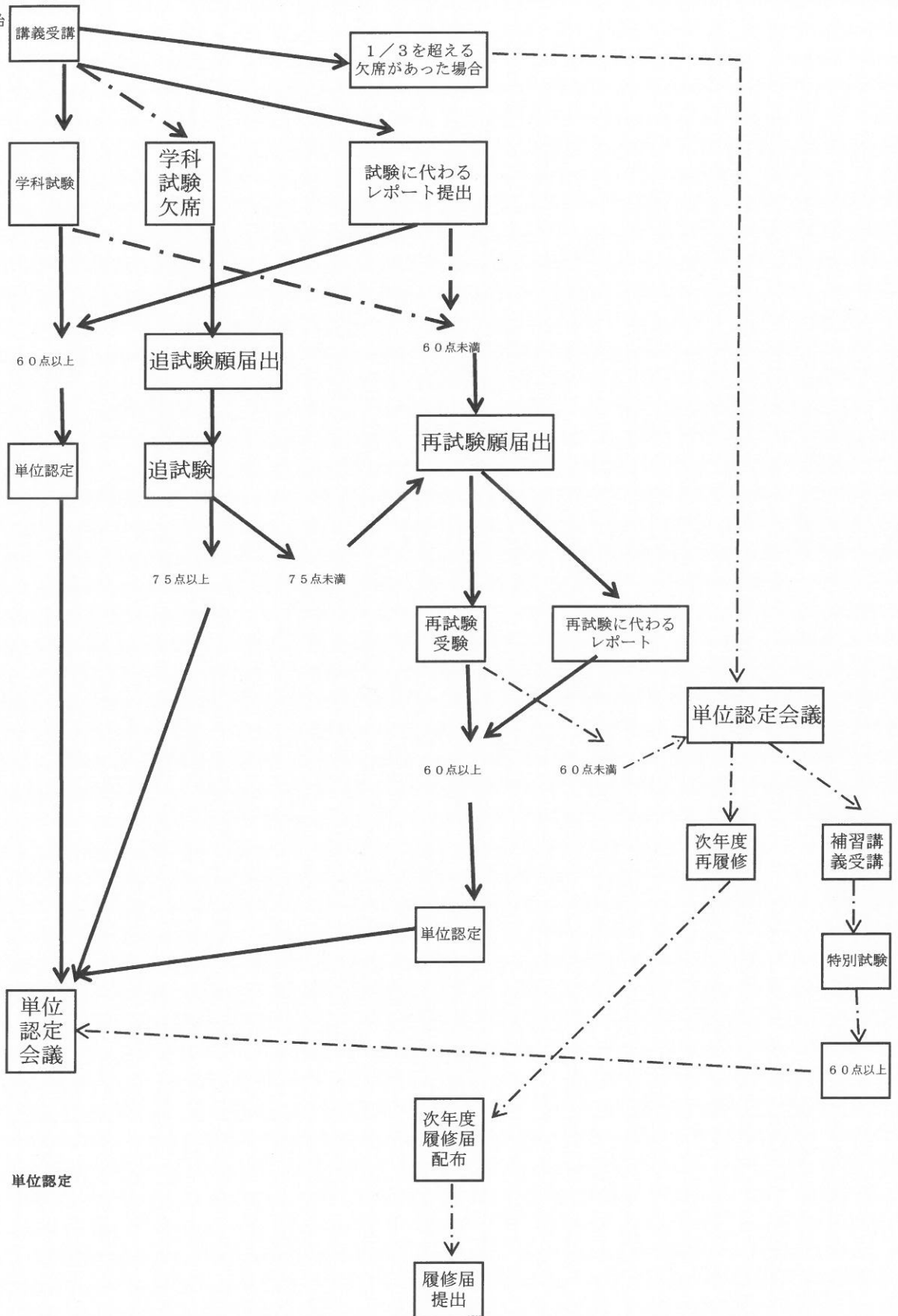
講義開始

7月

9月

3月

次年度へ



教育課程

分野	教育内容	科目名	単位	時間	1学年		2学年		3学年						
					前期	後期	前期	後期	前期	後期					
					単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間			
基礎分野	科学的思考の 基盤	哲学	1	30			1	30							
		情報リテラシー	1	30	1	30									
		論理的思考の基礎	1	30			1	30							
		教育学	1	30			1	30							
	人間と生活・ 社会の理解	芸術と癒し	1	15	1	15									
		心理学	1	30	1	30									
		生物学	1	15	1	15									
		文化人類学	1	15	1	15									
		生活科学	1	15	1	15									
		レクリエーション論	1	15			1	15							
		人間関係論Ⅰ	1	30	1	30									
		人間関係論Ⅱ	1	30					1	30					
		社会のしくみ(法・制度)	1	30	1	30									
		社会学	1	30			1	30							
小計		14	345	8	180	5	135		1	30					
専門基礎分野	人体の構造と 機能	人体の構造と機能Ⅰ	2	45	2	45									
		人体の構造と機能Ⅱ	2	45	2	45									
		運動生理学	1	15	1	15									
		看護のための機能学	1	30			1	30							
		生化学	1	15	1	15									
	疾病の成り立ち と回復の促進	病理学総論	1	15			1	15							
		疾病と治療Ⅰ	1	30			1	30							
		疾病と治療Ⅱ	1	30					1	30					
		疾病と治療Ⅲ	1	30					1	30					
		臨床判断の基礎	1	15			1	15							
		感染症と微生物	1	30					1	30					
		薬理学	1	30					1	30					
		臨床薬理	1	15					1	15					
	健康支援と 社会保障制度	栄養学	1	30					1	30					
		医療概論Ⅰ	1	15						1	15				
		医療概論Ⅱ	1	15							1	15			
		社会保障制度	1	30			1	30							
		関係法規	1	15					1	15					
		公衆衛生	1	15					1	15					
	保健医療論	1	15					1	15						
	小計		22	480	6	120	7	180	6	135	2	30		1	15
	専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	30	1	30								
看護学概論Ⅱ			1	30			1	30							
基礎看護技術Ⅰ-1			1	30	1	30									
基礎看護技術Ⅰ-2			1	30	1	30									
生活援助技術Ⅰ			1	30	1	30									
生活援助技術Ⅱ			1	20			1	20							
診療介助技術Ⅰ			1	30					1	30					
診療介助技術Ⅱ			1	30					1	30					
看護技術総合演習			1	30			(通年)	1	30						
看護過程の展開			1	30					1	30					
臨床看護総論			1	30					1	30					
小計		11	320	4	120	4	110	3	90						

分野	教育内容	科目名	単位	時間	1学年				2学年				3学年					
					前期		後期		前期		後期		前期		後期			
					単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間		
専門分野	地域・在宅看護論	地域と暮らし	1	30	1	30												
		地域で暮らす人と看護	1	30			1	30										
		地域の暮らしを支える法制度	1	15					1	15								
		地域・在宅援助論Ⅰ	1	30							1	30						
		地域・在宅援助論Ⅱ	1	30							1	30						
	成人看護学	成人看護援助論Ⅰ	1	30					1	30								
		成人看護援助論Ⅱ	1	30					1	30								
		成人看護援助論Ⅲ	1	30							1	30						
		成人看護援助論Ⅳ	1	15							1	15						
		成人看護援助論Ⅴ	1	30							1	30						
	老年看護学	老年看護援助論Ⅰ	1	30					1	30								
		老年看護援助論Ⅱ	1	30							1	30						
		老年看護援助論Ⅲ	1	15							1	15						
	小児看護学	小児疾病論	1	15					1	15								
		小児看護援助論Ⅰ	1	30					1	30								
		小児看護援助論Ⅱ	1	30							1	30						
	母性看護学	生命を育むⅠ	1	30					1	30								
		生命を育むⅡ	1	30							1	30						
		生命を育むⅢ	1	15							1	15						
	精神看護学	こころの健康と疾病	1	30					1	30								
		精神看護援助論Ⅰ	1	15							1	15						
		精神看護援助論Ⅱ	1	30							1	30						
	看護の統合と実践	看護の実践と安全Ⅰ	1	30					1	30								
		看護の実践と安全Ⅱ	1	30							1	30						
		看護のマネジメント	1	30									1	30			(通年)	
		看護の実践と安全Ⅲ	1	30									1	30			(通年)	
		キャリア開発・国際看護	1	15											1	15		
		災害看護	1	20												1	20	
		看護研究	1	30									1	30			(通年)	
	領域横断科目	ライフサイクルと暮らし	1	30					1	30								
		問題解決技法	1	30								1	30					
		周手術期の看護	1	30						1	30							
		薬物療法と看護	1	30								1	30					
		終末期の看護	1	30								1	30					
		保健指導論	1	30										1	30			
	小計		35	935	1	30	4	120	9	225	15	405	4	120	2	35		
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	30	1	30												
		基礎看護学実習Ⅱ	3	90			3	90										
		地域・在宅看護論実習Ⅰ	1	30							1	30						
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90									2	90			(通年)	
		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90					2	90								
		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90							2	90						
		成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90									2	90			(通年)	
		成人・老年看護学実習Ⅳ	2	90									2	90			(通年)	
		小児看護学実習	2	90									2	90			(通年)	
母性看護学実習		2	90									2	90			(通年)		
精神看護学実習		2	90									2	90			(通年)		
看護の統合実習		2	90											2	90			
小計		23	960	1	30	3	90	2	90	3	120	12	540	2	90			
総計		105	3040	20	495	24	620	20	540	21	585	16	660	5	140			
学年毎合計					44(1115)				41(1125)				21(800)					

基礎分野

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
科学的思考の基礎	哲学	1. 哲学的な人間学の重要性を理解し、多角的視点で人間を捉えることができる。 2. 人間学・死生観から生命の尊厳や人権を護ることの重要性を理解できる。	哲学とは 人間 神 幸福 死 情念 愛 知識 法と恩寵 正義 勇気 節制	1年次後期	30	1
	情報リテラシー	1. 情報とはなにか。医療情報の特徴と電子化への変化について知ることができる。 2. 信頼性のある情報を収集し、情報リテラシーの意義と重要性が理解できる。 3. インターネットの基本操作が習得できる。 4. コンピューターの基本操作が習得できる。 5. 文献検索の方法及び情報分析の方法を理解し実践できる。	情報とは 医療情報の特徴と電子化 情報リテラシー コンピューターの基本操作 文献検索と情報分析	1年次前期	30	1
	論理的思考の基礎	1. 看護に必要なクリティカルシンキングの意義と論理的思考の必要性が理解できる。 2. 論理的思考の基礎となる「読む・書く・考える・表現する」技法を習得できる。 3. 情報を整理し課題の本質を明確化する。	クリティカルシンキング 論理的思考の基礎 課題の明確化	1年次後期	30	1
	教育学	1. 教育の本質とあり方について学び、教育が人間形成を担っていることが理解できる。 2. 看護に活用できる教育の基礎を学ぶ。	教育とは人間の発達 学習 評価とは 大人の発達 生涯学習	1年次後期	30	1
人間と生活、社会の理解	芸術と癒し	1. 文学や美術、音楽に触れることで感性を育むと同時にリラクゼーション効果をもたらす。 2. 地域の歴史や行事から地域の特徴を知ることができる。	文学 (椋鳩十の世界) 地域の歴史 (島津家、薩摩) 美術、音楽	1年次前期	15	1
	心理学	1. 人間の「こころ」について日常生活の体験から考える。 2. 対人援助に必要な条件が理解できる。 3. 「病」を体験する対象の心理的特性が理解できる。 4. 看護職の心理に影響する要因と特性が理解できる。	人間の「こころ」の理解 動機づけ 性格 対人援助に必要な条件 病人の心理的特性 看護職の心理に影響する要因	1年次前期	30	1
	生物学	1. 生命体のつくりとはたらきを知る。 2. 生体維持に必要なエネルギー代謝が理解できる。 3. 遺伝情報と伝達について理解できる。	生命とは 細胞とは エネルギー代謝 遺伝情報と伝達	1年次前期	15	1
	文化人類学	1. 人間にとっての「文化」を理解することができる。 2. 文化の特徴と社会的存在としての人間について理解できる。 3. 健康と文化の関連について理解し、医療との関連を考えることができる。	人間にとっての文化 文化の特徴と社会的存在としての人間 健康と文化の関連	1年次前期	15	1
	生活科学	1. 生活を科学的に捉えるとはどういうことか理解できる。 2. 環境と生活との関連性について理解できる。 3. 生活の基本である食生活、衣生活、住生活について科学的に考えることができる。 4. 生活と健康との関連性を理解し、支援内容について考えることができる。	生活科学とは 環境と生活との関連性 食生活、衣生活、住生活の科学 生活と健康との関連性 支援内容	1年次前期	15	1
	レクリエーション論	1. レクリエーションの目的と意義が理解できる。 2. 対象に応じたレクリエーションの内容を理解できる。 3. 体験をとおして心身のリフレッシュができる。	レクリエーションの意義 対象に応じたレクリエーション	1年次後期	15	1
	人間関係論Ⅰ	1. 人間関係における自己理解の必要性が理解できる 2. 関係構築のためのコミュニケーションの基本が理解できる。 3. コミュニケーションの構造を理解したうえで、援助的関係形成に必要な理論と技法を学ぶ 4. 体験をとおして自己理解を深めることができる。	信頼関係を築くための条件 コミュニケーションの構成要素 援助的関係形成に必要な理論	1年次前期	30	1
	人間関係論Ⅱ	1. コミュニケーションに影響を与える因子が理解できる。 2. カウンセリングの目的と意義が理解できる。 3. カウンセリングに必要な理論とスキルが理解できる。	コミュニケーションの影響因子 カウンセリングの目的 カウンセリングの理論	2年次後期	30	1
	社会のしくみ (法・制度)	1. 現代社会の法や制度について、その基本的な理念や実際の運用を説明することができる。 2. 個人の尊厳、基本的人権の尊重、生活の質、健康・疾病・障害と法や制度との関連について説明することができる。 3. 社会で生じる具体的な課題について、法的・制度的な観点から考え、適切な解決策を提案できる。	身近な法や制度 個人の尊厳と基本的人権 働くときの法や制度 犯罪と法や制度 生存権と健康・疾病・障害 戦争と平和 民主主義と基本的人権	1年次前期	30	1
	社会学	1. 社会学の基礎概念がわかる。 2. 社会学の視点で、社会の動向および保健医療における問題について考える。 3. 現代社会における家族集団の特性が理解できる。	社会とはなにか 社会学の人間観、社会現象の捉え方 社会の維持 現代社会の動向 医療と社会 家族集団の特性 ジェンダー	1年次後期	30	1
合計 (基礎分野)					345	14

専門基礎分野

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	1. 人体の構成要素である細胞と組織について理解できる。 2. 器官系統別の構造と機能が理解できる。	人体の構成要素（細胞と組織） 消化・吸収 呼吸と血液 循環器系 筋・骨格器系	1年次前期	45	2
	人体の構造と機能Ⅱ	1. 器官系統別の構造と機能が理解できる。	体液調整 内臓機能の調整 生体防御 生殖器系	1年次前期	45	2
	運動生理学	1. 運動のしくみについて人体の構造と生理学より理解できる。 2. 日常生活での基本的動きとそのしくみについて理解できる。 3. 運動と健康との関連性について理解できる。	運動に関連する臓器 基本的動きとしくみ (立つ 座る 歩く つまむ) 運動と健康	1年次前期	15	1
	看護のための機能学	1. 生活行動からみたからだのしくみが理解できる。 2. 病んだ時の体の変化と生活行動の変化に気づくことができる。	内部環境の恒常性と生活行動 物質の流通、食べる トイレに行く 話す・聞く 眠る、お風呂に入る 子どもを産む	1年次後期	30	1
	生化学	1. 生体のエネルギー源である糖質や脂質、たんぱく質の物質や分子構造を理解できる。 2. 生体機能を正常に維持するための代謝や調節機構を理解し、重要な役割を果たす物質を知ることができる。 3. 遺伝子情報の伝達のしくみを理解し、遺伝情報異常の経路について知ることができる。	代謝の基礎、酵素 糖質の構造と機能、糖質代謝 脂質の構造と機能 脂質代謝 タンパク質の構造と機能 タンパク質の代謝 遺伝子情報と伝達のしくみ	1年次前期	15	1
小計(人体の構造と機能)					150	7

疾病の成り立ちと回復の促進	病理学総論	1. 病気の原因である内因・外因について理解できる。 2. 細胞・組織の障害と修復について理解できる。 3. 臓器の違いをこえて共通にみられる病気について原因や発生機序・病態について理解できる。	細胞・組織の障害と修復 循環障害、炎症・免疫 感染症 代謝障害 アレルギー 腫瘍	1年次前期	15	1
	疾病と治療Ⅰ	1. 呼吸器・循環器疾患に伴う症状と病態生理が理解できる。 2. 呼吸器・循環器疾患の検査及び治療の目的が理解できる。 3. 主な呼吸器・循環器疾患の病態と検査及び治療が理解できる。	呼吸器・循環器疾患の主な症状と病態生理 検査と治療・処置 主な疾患理解	1年次後期	30	1
	疾病と治療Ⅱ	1. 消化器・運動器・脳神経疾患に伴う症状と病態生理が理解できる。 2. 消化器・運動器・脳神経疾患の検査及び治療の目的が理解できる。 3. 主な消化器・運動器・脳神経疾患の病態と検査及び治療が理解できる。	消化器・運動器・脳神経疾患の主な症状と病態生理 検査と治療・処置 主な疾患理解	2年次前期	30	1
	疾病と治療Ⅲ	1. 内分泌代謝・免疫血液・腎泌尿器疾患に伴う症状と病態生理が理解できる。 2. 内分泌代謝・免疫血液・腎泌尿器の検査及び治療の目的が理解できる。 3. 主な内分泌代謝・免疫血液・腎泌尿器の病態と検査及び治療が理解できる。	内分泌代謝・免疫血液・腎泌尿器疾患の主な症状と病態生理 検査と治療・処置 主な疾患理解	2年次前期	30	1
	臨床判断の基礎	1. 看護実践に必要な臨床判断について理解できる。 2. 臨床判断のプロセスとアセスメントに活用する視点を学ぶ。 3. 事例やシミュレーション学習を通して気づいたことを解釈につなげる。	臨床判断とは 臨床判断のプロセス 疾病理解の看護学的視点 優先すべき情報の解釈 事例展開	2年次前期	30	1
	感染症と微生物	1. 病原微生物の種類と性質及び特徴を理解できる。 2. 感染の成立から発症、治癒までの過程から、必要な感染対策が理解できる。 3. 主な感染症の病態と検査及び治療が理解できる。	病原微生物の種類と特徴 感染成立と過程 感染対策 主な感染症と検査、治療	2年次前期	30	1
	薬理学	1. 薬物療法の目的と薬剤の基礎的な知識を理解し、適切な薬剤の取り扱いができる。 2. 各種薬剤の主作用、副作用、投与時の注意点が理解できる。	薬物の作用機序、薬物動態 抗感染症薬、抗がん薬、抗アレルギー薬、末梢神経薬、中枢神経薬、循環器系薬他	1年次後期	30	1
	臨床薬理	1. 薬物療法における看護師の役割を知り、臨床薬理を学ぶ意義を説明できる。 2. 正確な指示受けをするために注意すべき点が説明できる。 3. 薬の単位について理解し、投与量の計算ができる。 4. 注意すべき薬剤の取り扱いと薬剤管理方法が説明できる。 5. 剤形別のくすりの知識を理解し、服薬支援について説明できる。 6. 点滴静脈内注射及び輸液ポンプの取扱いと実施上のリスクについて知ることができる。	臨床薬理の意義、指示受け 薬の計算 薬剤管理 注意すべき薬剤、服薬支援 点滴静脈内注射および輸液ポンプの実際とリスク	1年次後期	15	1
	栄養学	1. 栄養素とその働きが理解できる。 2. 医療・福祉の場における栄養食事療法の目的とその実際が理解できる。 3. 主な疾患・症状別食事療法について知ることができる。	栄養素の働き エネルギー代謝 栄養食事療法の目的、実際 主な疾患・症状別食事療法	1年次後期	30	1
	小計(疾病の成り立ちと回復の促進)					240

健康 支 援 と 社 会 保 障 制 度	医療概論Ⅰ	1. 「生」と「死」について考える体験から、生命や人間の尊厳について考える。 2. 医療の歴史及び特徴を知る。 3. 医療職者としての心構えについて考える。	生命や人間の尊厳 医療の歴史と特徴 医療職者の心構え	2年次 後期	15	1
	医療概論Ⅱ	1. 現代医療の抱える問題について、医療安全、医療倫理の視点で考える。 2. 社会の現状から、切れ目ないサポートに必要な支援について理解できる。	現代医療の抱える問題 医療安全、医療倫理 切れ目ないサポート	3年次 後期	15	1
	社会保障制度	1. 社会保障制度の概要と社会福祉が理解できる。 2. 社会保障・社会福祉の動向が理解できる。 3. 医療保障・介護保障・所得保障・公的扶助が理解できる。 4. 社会福祉のサービス内容について理解できる。	社会保障制度の概要 社会保障・社会福祉の動向 医療保障・介護保障・所得保障 公的扶助 社会福祉	1年次 後期	30	1
	関係法規	1. 看護・医療・社会福祉に関する法・制度や行政の理念について説明することができる。 2. 看護・医療・社会福祉に関する法・制度と施策に関する知識や行政などによる運用について説明できる。 3. 法的・制度的な支援を必要とする患者とその家族や関係者に適切な情報や支援を提供できる。	憲法と看護・医療・社会福祉 看護に関わる基本的法律 社会保障制度の基本 社会保険制度の基本 社会福祉に関する法や施策 公衆衛生・保健活動	2年次 後期	15	1
	公衆衛生	1. 公衆衛生とは何か。その基本概念と看護職で学ぶ目的が理解できる。 2. 健康に関連する政策及び専門職の役割と連携について理解できる。 3. 環境と健康の関連から、対策が理解できる。	公衆衛生の基本概念 健康に関連する政策と専門職の役割 環境と健康の関連と対策	2年次 前期	15	1
	保健医療論	1. 人々の暮らしの特徴から健康支援の必要性が理解できる。 2. 対象の発達段階に応じた健康支援の具体的方法が理解できる。 3. 精神・障害者・難病など対象の特性に応じた支援方法が理解できる。 4. 学校や職場における健康支援について理解できる。	ヘルスプロモーション 暮らしと健康支援 発達段階に応じた健康支援 対象特性に応じた健康支援 学校や職場における健康支援	2年次 前期	15	1
小計（健康支援と社会保障制度）					105	6

合計（専門基礎分野）					480	22
------------	--	--	--	--	-----	----

専門分野

基礎看護学

看護の本質となる基本概念や看護の役割と機能及び倫理的態度について理解する。また看護実践に必要な基礎的技術を習得し、看護展開方法の基礎について学ぶ。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1. 看護を考える学び方が理解できる。 2. 看護の基本となる概念と理論について学ぶ。 3. 看護における倫理について考えることができる。	看護の学び方 看護の定義 看護の主要概念 看護の理論 看護倫理	1 年次 前期	30	1
	看護学概論Ⅱ	1. 看護の対象理解に必要な視点が理解できる。 2. 健康状態の経過に基づく対象の特徴とニーズが理解できる。	対象理解の視点 健康状態の経過と特徴	1 年次 後期	30	1
	基礎看護技術 Ⅰ-1	1. 看護行為における看護技術の位置づけと技術の概要を理解できる。 2. 看護における安全の意義を理解し、安全確保対策と責務、感染防止が理解できる。 3. 看護における安楽の意義を理解し、患者・看護者に活用できるボディメカニクスを理解できる。 4. 生活の場としての環境を理解し、環境調整の援助ができる。	技術概要 安全の意義 医療安全対策 感染防止策 安楽の意義 ボディメカニクスの原理 環境とは 環境調整 ベッドメイキング 就床患者のシーツ交換	1 年次 前期	30	1
	基礎看護技術 Ⅰ-2	1. 看護における観察の目的と方法が理解できる。 2. フィジカルアセスメントの意義と目的を理解し、アセスメントに必要なフィジカルイグザミネーションの技術を学ぶ。 3. バイタルサイン測定の目的と意義を理解し、正確に測定するための測定と記録・報告ができる。 4. 系統別フィジカルアセスメントの技術を学ぶ。	看護における観察 フィジカルアセスメントの意義 フィジカルイグザミネーション バイタルサイン測定 系統別フィジカルアセスメント (呼吸・循環・腹部)	1 年次 前期	30	1
	生活援助技術Ⅰ	1. 生活に必要な活動・運動の意義を理解し、ボディメカニクスを活用した基本的技術を習得できる。 2. 休息・睡眠の意義を理解し健康を維持するための援助ができる。 3. 健康と栄養との関連を理解し、健康を維持するための援助ができる。 4. 排泄の意義を理解し、対象に応じた排泄の援助方法について基本的技術を習得できる。	活動・運動の意義とアセスメント 安楽な体位 体位変換 歩行・移動助 車椅子移動・移送 ストレッチャー移動 食事・栄養のアセスメント 食事介助 経口摂取の援助 排泄のアセスメント 排泄援助 排泄障害時の援助	1 年次 前期	30	1
	生活援助技術Ⅱ	1. 人間にとっての衣服の意義を理解し、健康障害に応じた衣生活の基本的技術を習得できる。 2. 清潔の意義を理解し、身体各部分に応じた清潔方法をアセスメントし、対象に応じた援助の方法について基本的技術を習得できる。	衣服の意義とアセスメント 寝衣交換 清潔の意義とアセスメント 入浴・シャワー介助 部分浴 全身清拭 洗髪 口腔ケアと整容 爪切り	1 年次 後期	30	1
	診療介助技術Ⅰ	1. 感染予防における無菌操作の目的を理解し、安全に滅菌物が取り扱える。 2. 創傷管理に必要な基本的技術を習得できる。 3. 循環状態を整える基本的技術を習得できる。 4. 診察・検査における看護師の役割を認識し、診療に伴う技術を習得できる。	無菌操作の基礎知識 滅菌物の取扱い、ガウンテクニック、創傷管理の基礎知識 包帯法 電法 マッサージ 診察・検査における看護師の役割 生体検査 検体検査	2 年次 前期	30	1
	診療介助技術Ⅱ	1. 薬物療法の意義を理解し、薬物療法を安全かつ正確に実施するための基本的技術を習得できる。 2. 呼吸機能を整える基本的技術を習得できる。	与薬における看護師の役割 与薬方法と与薬前後の観察 酸素吸入 気道内加湿 一次的吸引	2 年次 前期	30	1
	看護技術総合演習	1. バイタルサインの測定が正しく実践できる。 2. 事例に必要な日常生活援助を判断し、基本技術を用いて安全に日常生活援助が実践できる。 3. 自己の基礎看護技術の課題を明確にできる。	バイタルサイン測定 環境調整 体位変換、寝衣交換、清拭 車椅子移乗	1 年次 全期	30	1
	看護過程の展開	1. 看護過程を用いる意義と構成要素が理解できる。 2. ヘンダーソンの看護理論を用いた看護過程の展開方法が理解できる。	看護過程の概要 ヘンダーソン理論に基づく事例展開	2 年次 前期	30	1
	臨床看護総論	1. 健康障害をもつ対象の代表的な症状を理解できる。 2. 主要症状のある対象の観察とアセスメントを行い必要な看護援助について理解できる。 3. 救急状況をもたらす状況のアセスメントに必要な知識と技術を習得できる。	症状別看護の重要性と展開 主要症状別の看護(PBL) (発熱・呼吸困難・浮腫・痛み) 下痢・便秘・不安など 救急状況をもたらす要因 心肺蘇生法	1 年次 後期	30	1
	小計 (基礎看護学)					330

地域・在宅看護論

地域で生活している人々とその家族の健康と暮らしを理解し、その人らしい生活が営めるよう支援するための基礎的能力を養う。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
地域・在宅看護論	地域と暮らし	1. 地域の特性と暮らしを知り、暮らしと地域の関わりについて考える。 2. 地域で暮らす人々へのインタビューを通して、地域の環境が健康に与える影響について考える。	暮らしの理解 (フィールドワーク) 地域の環境と暮らし (文化的・社会的環境、自然環境)	1年次前期	30	1
	地域で暮らす人と看護	1. 地域・在宅看護論の対象は、地域に住むすべての人々が対象であることを理解する。 2. 地域の暮らしを支える様々な看護活動を知ることで、看護の多様性を理解できる。	地域・在宅看護論の対象、健康と暮らしを支える看護 看護が提供される多様な場の理解	1年次後期	30	1
	地域の暮らしを支える法制度	1. 地域で暮らす人々の健康や暮らしを支える法制度を理解し、ケアマネジメントの必要性を理解できる。 2. 事例を通して、対象の健康な生活や必要な支援について考える。	地域・在宅看護論に関連する法と制度と施策 地域の暮らしを支援するマネジメント	2年次前期	30	1
	地域・在宅援助論Ⅰ	1. 地域で生活する人と家族のアセスメントができる。 2. 暮らしの場で行われる治療を受けながら日常生活を送るための注意点がわかる。	地域で療養生活をおくる人と家族のアセスメント、暮らしの場における治療と看護 (医療機器管理、観察、療養者・家族の管理方法)	2年次後期	30	1
	地域・在宅援助論Ⅱ	1. 健康レベルや生活する場の移行に伴う看護を理解し、アセスメントできる。 2. 地域で看護を必要とする人々が、どのような支援を必要としているか考えることができる。	健康レベルに応じた看護、場の移行に伴う看護 介入時期と看護の継続性 (介入時期と在宅への移行期、在宅療養の安定期、急性増悪期など)	2年次後期	30	1
小計 (地域・在宅看護論)					660	22

成人看護学

成人期にある対象を総合的に理解し、健康のレベルに応じた看護を展開できる基礎的能力を養う。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
成人看護学	成人看護援助論Ⅰ	1. 健康危機状況にある成人について理解できる。 2. 健康危機状況にある患者の状態と看護の特徴を理解できる。 3. 身体機能の変調に応じたアセスメントができる。(呼吸・循環障害) 4. 身体機能の変調に応じた対象の状態を判断し必要な援助を理解できる。	成人にとっての危機 健康危機にある状況の理解 健康危機にある対象と看護の基本 呼吸機能障害のアセスメントと看護 循環機能障害のアセスメントと看護	2年次前期	30	1
	成人看護援助論Ⅱ	1. セルフケアの低下した成人について知り、セルフケア再獲得を支援する看護について理解できる。 2. セルフケアの低下が生じている患者の問題を捉え、必要とされる具体的な援助について習得できる。 3. 身体機能の変調に応じたアセスメントができる。(脳・神経、運動・消化吸収・排泄障害) 4. 身体機能の変調に応じ、対象の状態を判断し、必要な援助を理解できる。	セルフケアの低下した状況の理解と看護 脳・神経機能障害のアセスメントと看護 運動機能障害のアセスメントと看護 消化吸収障害のアセスメントと看護 排泄機能障害のアセスメントと看護	2年次前期	30	1
	成人看護援助論Ⅲ	1. セルフマネジメント支援を必要とする患者の問題を捉え、必要とされる具体的な援助について習得できる。 2. 身体機能の変調に応じたアセスメントができる。(栄養代謝障害、内部環境調整、内分泌障害) 3. 身体機能の変調に応じ、対象の状態を判断し、必要な援助を理解できる。	セルフマネジメントにおける看護の役割 学習者の理解 セルフマネジメント支援 栄養代謝障害、内部環境障害 内分泌機能障害、身体防御機能障害	2年次後期	30	1
	成人看護援助論Ⅳ	1. がんに罹患している対象が、その人らしい生活を維持できるよう支援するために必要な知識を理解できる。 2. がん患者・家族がもつ問題を解決し、QOLを向上させるための看護について理解できる	がん医療の動向と対策 がんの痛みのある人に必要な援助 精神的・社会的苦痛の理解と援助 化学療法を受ける患者の看護 放射線療法を受ける患者の看護	2年次後期	15	1
	成人看護援助論Ⅴ	1. 身体機能の変調に応じ、対象の状態を判断し、必要な援助を実践できる。 2. 成人看護に必要な看護技術を習得できる。	セルフケア再獲得における看護 セルフマネジメントにおける看護 フィジカルアセスメント 技術評価 シミュレーション	2年次後期	30	1
小計 (成人看護学)					135	5

老年看護学

老年期にある対象とその家族及び支える人を理解し、加齢と健康障害の程度に応じた看護に必要な基礎的能力を養う。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
老年看護学	老年看護援助論Ⅰ	1. 老年看護の特徴と概念、役割が理解できる。 2. 加齢に伴う変化が生活に及ぼす影響を理解できる。 3. 高齢者の看護に必要な生活機能のアセスメントが理解できる。 4. 高齢者の生活機能を整えるために必要な看護技術が習得できる。	老年看護の特徴、役割、概念 加齢による生活への影響 生活機能のアセスメント (コミュニケーション、食事、排泄、活動・休息、みじたく) 生活機能を整えるための技術	2年次前期	30	1
	老年看護援助論Ⅱ	1. 高齢者の健康状態に応じたアセスメントと回復を促す看護が理解できる。 2. 認知機能を障害された高齢者の看護が理解できる。	高齢者に多い症状と看護 (誤嚥窒息、視覚障害、排尿排便障害、脱水症、せん妄、廃用症候群) 認知機能障害の理解と看護	2年次後期	30	1
	老年看護援助論Ⅲ	1. 高齢者の生活機能の観点から看護を実践する方法が理解できる。	事例展開	2年次後期	15	1
				小計(老年看護学)		75

小児看護学

社会の中で子どもが一人の人として尊重され、あらゆる健康レベルにおいて成長・発達しながら健やかに生活することを支援する方法を学ぶ。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
小児看護学	小児疾病論	1. 新生児期の疾患および先天異常の病態・症状・診断・治療について理解できる。 2. 系統別の主な疾患の病態・症状・診断・治療について理解できる。	新生児期の疾患・先天異常 主な疾患の病態生理と治療	2年次前期	15	1
	小児看護援助論Ⅰ	1. 小児看護の特徴と役割を理解できる。 2. 新生児期の特徴をふまえ胎外生活に適応するための看護を理解できる。 3. 乳幼児期の子どもの特徴をふまえ、成長発達を支える看護を理解できる。 4. 健康障害のある子どもと家族の看護について理解できる。	小児看護の特徴と看護の役割 新生児期の特徴と看護 乳幼児期の特徴と看護 治療、処置を受ける子どもの看護と看護技術 経過別事例展開・演習	2年次前期	30	1
	小児看護援助論Ⅱ	1. 学童期の子どもの特徴をふまえ、成長発達を支える看護を理解できる。 2. 思春期の子どもの特徴をふまえ、成長発達を支える看護を理解できる。 3. 健康障害のある子どもと家族の看護について理解できる。	学童期の特徴と看護 思春期の特徴と看護 治療、処置を受ける子どもの看護と看護技術 経過別事例展開・演習 ◆特別支援学校見学演習	2年次後期	30	1
				小計(小児看護学)		75

母性看護学

次世代を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育てられるよう周産期にある対象の看護に必要な基礎的能力を養う。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
母性看護学	生命を育むⅠ	1. 子どもを産み育てることの意味と母性看護の概念について理解できる。 2. 妊娠の経過と胎児の発育が理解できる。 3. 妊娠経過に応じた妊婦及び胎児の健康を維持・促進するための援助を説明できる。 4. 分娩の要素と経過が理解できる。 5. 分娩経過に応じた産婦及び胎児の健康を維持・促進するための援助方法を説明できる。	母性看護の概念、出生前診断不妊治療、妊娠期の身体・心理社会的特性 分娩の要素および機序、事例を用いたアセスメントと看護 経過に応じた産痛緩和	2年次前期	30	1
	生命を育むⅡ	1. 新生児の生理および機能が理解できる。 2. 新生児が胎外生活に適応し健康に過ごすための援助が実践できる。 3. 産褥の正常な経過が理解できる。 4. 産褥経過に応じた産褥の健康を維持・促進及び母親役割獲得に向けた援助を説明できる。	新生児の定義、新生児の機能 バイタルサイン測定、沐浴 産褥の身体的・心理的・社会的変化 事例を用いたアセスメントと看護 子宮底測定、乳房の観察	2年次後期	30	1
	生命を育むⅢ	1. 妊娠・分娩・産褥の異常経過の要因および病態と症状、治療について理解できる。 2. 新生児の異常その要因および病態と症状、治療について理解できる。 3. 主な女性生殖器疾患について、病態及び症状、治療について理解できる	ハイリスク妊娠、妊娠悪阻、妊娠高血圧症候群、流・早産、前置胎盤、胎盤早期剥離、体位胎向の異常 新生児仮死、高ビリルビン血症子宮復古不全、マタニティブルーズ	2年次後期	15	1
				小計(母性看護学)		75

精神看護学

こころのはたらきとしくみを理解し、精神の健康保持・増進及び精神障害者の看護を実践するための基礎的能力を養う。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
精神看護学	こころの健康と疾病	1. こころのはたらきとしくみから、自己の形成過程と精神の健康について理解できる。 2. 主な精神症状の特徴と精神障害の診断および分類、治療について理解できる。 3. 感情労働としての看護職のメンタルヘルスの必要性が理解できる。	こころの発達と適応 ストレスマネジメント 精神症状の特徴 精神疾患の検査、治療の理解 看護職のメンタルヘルス	1年次後期	30	1
	精神看護援助論Ⅰ	1. 援助的関係を形成するための、自己理解の意義とプロセスレコードの活用方法が理解できる。 2. 患者－看護師関係を構築するための理論と具体的方法が理解できる。	患者－看護師関係の構築、 プロセスレコード、精神障害をもつ人へのケアの原則、 患者の安全を守るためのリスクマネジメント	2年次前期	15	1
	精神看護援助論Ⅱ	1. 治療的環境を整えることの必要性和方法を理解できる。 2. 事例を通して、精神障害をもつ人に対する看護を理解できる。 3. 地域で生活する精神障害をもつ人の支援について理解する。	治療的環境、生活環境の調整、 主な精神障害と看護 リエゾン看護 検査・治療を受ける患者の看護 精神障害者の社会資源	2年次後期	30	1
小計（精神看護学）					75	3

看護の統合と実践

地域で生活するあらゆる人々に適切な看護を提供できるよう既習知識と技術を活用し実践できる基礎的能力を養う。また社会が求める看護の役割を理解し、切れ目ない看護を提供するための保健・医療・福祉の連携、協働について学ぶ。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
看護の統合と実践	看護の実践と安全Ⅰ	1. 日常生活援助における「気づき」につながる看護の視点がわかる。 2. 保健医療福祉において各専門職の関与する領域を理解する 3. 多職種間のコミュニケーションの場で自身の意見を述べるができる。 4. 医療におけるヒューマンエラーの現状を知り、看護援助におけるリスク感性を高める重要性を理解する。	日常生活援助のアセスメント 医療安全の意義と看護職の責任 チーム力、専門職の理解 多職種連携を円滑に行うスキル、 社会人基礎力 ヒューマンエラー、医療事故と看護業務 看護事故の構造 療養上の世話におけるリスク 危険予知トレーニング	1年次後期	30	1
	看護の実践と安全Ⅱ	1. 臨床判断に必要な知識を活用し、事例に必要な看護を判断できる。 2. 各専門職の強みと弱みを理解し、交渉や同意などにより折り合いをつけるスキルを身につける 3. 人々が日常生活を営む際のニーズについて考えることができる 4. 再発防止システムとして、医療安全に必要な気づき力となぜを深める考え方を身につける。 5. 事故の発生を未然に防止するためのリスクアセスメント力を身につける。	臨床判断の基礎とアセスメントの視点、 多職種連携を円滑に行うスキル、 社会人基礎力 医療安全を確保するための要素、 気づき力・なぜを深める力、 リスクアセスメント	2年次後期	30	1
	看護のマネジメント	1. 看護におけるマネジメントと意義が理解できる。 2. 看護職が提供するケアマネジメントが理解できる 3. 看護業務の実践に必要なマネジメントが理解できる。 4. 看護サービスのマネジメントについて理解できる 5. 看護サービス提供の仕組みと医療制度について理解できる。	看護とマネジメント ケアマネジメント サービス管理 看護サービスの提供づくり リスクマネジメント 看護ケアの提供システム	3年次全期	30	1
	看護の実践と安全Ⅲ	1. あらゆる健康レベルと発達段階にある対象に必要な看護を判断し、一部実践できる。 2. 専門職の役割・機能の理解を深め、ケアの質を改善するための多職種連携について考える。 3. 自己の目指す看護職の役割を探求できる。 4. 医療システムの中の危険性を知り、事故防止のための知識・技術を修得できる。 5. 援助に潜むリスクを説明でき、対象の状態・状況に応じた必要な看護を実践できる。	症状・治療に応じた看護、 対象特性に応じた看護技術 事例展開（シミュレーション） 援助に潜むリスク、 多職種連携を円滑に行うスキル、 社会人基礎力、多職種連携の推進、 保健医療福祉システムの提供と支援の理解、 対象者志向の倫理 ケースカンファレンス	3年次全期	30	1
	キャリア開発・国際看護	1. 看護職としてのキャリアマネジメントについて理解できる。 2. 自己のキャリア形成について考える。 3. 諸外国における保健・医療・福祉の課題を知ることができる。 4. 国際協力のしくみを理解し、国際看護の原則と具体的活動の展開を理解できる。	看護職のキャリアとは キャリアラダー 看護専門職としての社会化 自己のキャリア 国際看護とは	3年次後期	15	1
	災害看護	1. 災害医療の基礎知識を理解できる。 2. 災害看護の基礎知識を理解できる。 3. 災害サイクルに応じた看護活動について理解できる。	災害医療の基礎知識 災害看護の基礎知識 災害サイクルと看護活動 こころのケア	3年次後期	20	1
	看護研究	1. 看護研究の意義と方法がわかる。 2. 受け持ち患者の看護を研究目的に沿って事例展開し、問題解決能力を養う。 3. 論文の書き方や発表方法について学ぶ。	看護研究の目的、研究の倫理 文献検索、ケーススタディ 発表会（プレゼンテーション）	3年次全期	30	1
小計（看護の統合と実践）					185	7

領域横断科目

健康状態に応じた看護について領域を横断して学ぶことで、対象特性に応じて包括的、継続的に学ぶ。

教育内容	科目名	科目目標	主な内容	開講時期	時間数	単位
領域横断科目	ライフサイクルと暮らし	1. 発達段階各期の身体的・精神的・社会的特徴を理解できる。 2. 健康に影響を及ぼす要因を知り、発達段階各期にみられる健康障害について理解できる。	発達理論、発達課題、各発達段階の特徴と暮らし ライフサイクルと健康障害 セクシュアリティ、リプロダクティブヘルス	1年次後期	30	1
	問題解決技法	1. 看護活動を展開するために必要な思考過程を理解できる。 2. 対象特性に応じたアセスメントの視点を理解したうえで、看護を展開する方法が理解できる。	対象特性に応じたアセスメントの視点と理論 (ウェルネス、ストレングス他) 対象特性ごとの事例展開 (地域在宅・成人・老年・小児・母性・精神)	2年次後期	30	1
	周手術期の看護	1. 周手術期にある人の身体的・心理的・社会的特徴とそれに応じた看護を理解できる。 2. 周手術期にある人を支援するために必要な看護が理解できる。 3. 対象特性に応じた周術期の看護が理解できる。	周手術期とは、手術侵襲と生体反応、手術過程に応じた看護、対象特性に応じた看護 (成人・老年・小児・母性・精神)	2年次前期	30	1
	薬物療法と看護	1. 対象特性に応じた薬物療法の特徴および影響を理解できる。 2. 薬物療法を行う対象の特性に応じた看護が理解できる。	薬物動態と対象特性 薬用量と有害現象 ハイリスク患者と薬物療法 (地域在宅・成人・老年・小児・母性・精神)	2年次後期	30	1
	終末期の看護	1. 終末期にある対象とその家族の特徴を理解できる。 2. 臨死期における一般的経過や特徴的な症状を理解できる 3. 残された日々を充実したものにするよう、支援する方法を理解できる。	終末期とは、各発達段階における「死」の捉え方、 死の受容過程、喪失体験、悲嘆のプロセス、グリーフケア、アドバンスケアプランニング、緩和ケア	2年次後期	30	1
	保健指導論	1. 対象の特性に応じた健康の維持・増進、疾病の予防に必要な看護を理解できる。 2. 対象のセルフケア能力とニーズを把握し、その人らしい生活を維持するための保健指導が理解できる。	ヘルスプロモーションと保健施策 対象特性に応じた学習の特徴 プレパレーション、自己効力感 その人らしい生活の継続と支援	3年次前期	30	1
	小計（領域横断科目）					180

合計（専門分野）		1255	46
----------	--	------	----